

(補足資料)
電子登録債権と金融関連法等との関係

平成18年11月15日 (水)

金融庁

目 次

1. 電子登録債権と社債の比較	2
2. 金融商品取引法の規制	3
3. 金融商品取引法における社債等に関する開示規制	4
4. 参照条文 (金融商品取引法)	7
5. 金融商品の販売等に関する法律の概要	9
6. 本人確認法 (金融機関等による顧客等の本人確認等及び 預金口座等の不正な利用の防止に関する法律)の概要	10
7. 組織的犯罪処罰法 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益 の規制等に関する法律)の概要	11
8. 電子登録債権を用いた電子マネーの仕組み (例)	12

1 . 電子登録債権と社債の比較

		電子登録債権	社債
定義		電子登録債権法(仮称)の規定により登録原簿(仮称)に登録しなければその発生効力が生じない金銭債権(法制審要綱案(第1次案の上)第1の1(1))	会社法の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、会社法676条各号に定める事項(募集事項)についての定めに従い償還されるもの(会社法2条23号)
発行手続	内部手続	「多額の借財」に該当する場合には取締役会決議が必要(会社法362条4項2号)	取締役会決議(会社法362条4項5号、会社法施行規則99条)
	成立要件	発生登録 (法制審要綱案(第1次案の上)第2の1) 対価の授受は成立要件ではない。	法定の事項の通知(会社法677条1項) 申込書の提出(会社法677条2項、3項) 割当て(会社法678条) 払込金額の払込は成立要件ではない。 ただし、払込金額に相当する金額を申込証拠金として要求するのが通常。
	成立後の手続	-	社債券の発行(会社法696条)
債権者への開示		登録原簿への記載	社債申込証、社債券への記載
発行者による管理		義務なし	社債原簿の作成(会社法681条) なお、社債原簿管理人への委託が可能(会社法683条)
管理 (弁済の受領、債権の保全等)		弁済の受領: 同期的管理により、債権者への送金が行われる。 債権の保全: 特に規定は予定されていない。	社債管理者の設置義務(会社法702条) ただし、各社債の金額が1億円以上の場合、社債管理者の設置は不要(会社法702条ただし書)
契約の内容の変更等、債権者の利害に関する事項につき決議を行う合議体		なし	社債権者集会(会社法715条)
譲渡方法		登録原簿の記録 (法制審要綱案(第1次案の上)第5の1)	社債券の交付(会社法687条) 振替社債の場合、振替口座簿の記録(社債等振替法73条)

2 . 金融商品取引法の規制

商品例	手形	通常の指名 債権	集団投資スキーム持分、 政令で定める権利等	電子C P、 約束手形C P	社債、特定社債
金融商品取引法上 の区分	×	×	みなし有価証券 (2条2項各号)	有価証券 (2条1項・2条2項前段)	
償還期間	×	×	×	1年未満 (注1)	×
発行金額	×	×	×	1億円以上 (注1)	×
投資性	×	×	(有り)	(有り)	(有り)
流通性	(有り)	×	(一部有り)	(有り)	(有り)
開示規制	×	×	(一部の集団投資スキーム持分等に限定)	(対象)	(対象)
仲介者への参入規制(注2)	×	×	(第2種金融商品取引業)	(第1種金融商品取引業)	(第1種金融商品取引業)
仲介者への行為規制	×	×	(対象)	(対象)	(対象)

(注1) 約束手形C Pには、償還期間・発行金額の制限は課されない。

(注2) 第1種金融商品取引業を行う者には、自己資本比率規制を含む財産規制、主要株主規制や兼業規制等が課される。

第2種金融商品取引業のみを行う者については、例えば個人であっても参入可能であるほか、財産規制も最低資本金規制のみ個人の場合には営業保証金規制)とされ、第1種金融商品取引業の登録要件よりも緩和される。

3 . 金融商品取引法における社債等に関する開示規制

(1) 開示規制

	発行開示	継続開示
開示条件	・募集・売出し	・上場有価証券など ・募集・売出しの届出を行った有価証券
作成資料	・有価証券届出書 ・目論見書	・有価証券報告書 (事業年度ごと) ・四半期報告書又は半期報告書 ・臨時報告書 (随時)

(注) 私募 (募集に該当しない新たに発行される有価証券の取得の勧誘) の場合、発行開示は必要ない。

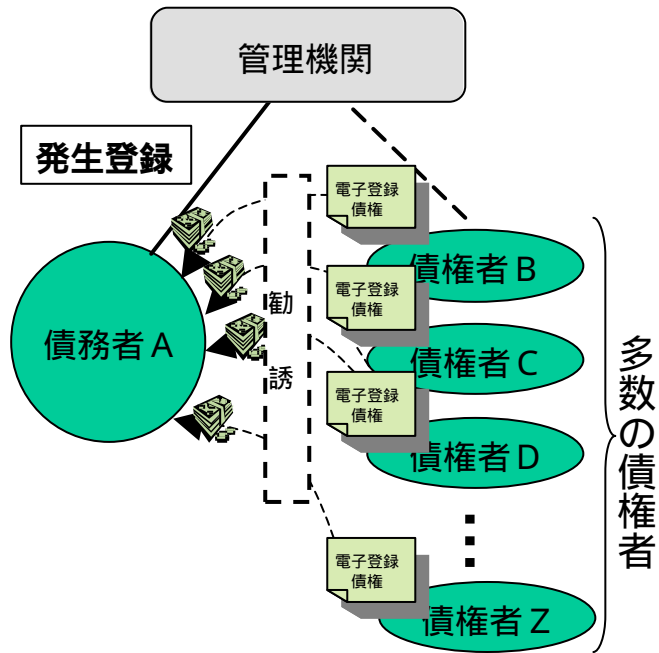
(2) 募集・売出しの条件

	2条1項又は2項前段有価証券 (社債、CP等)	2条2項各号有価証券 (集団投資スキーム持分等)
募集	新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、50名以上の者 (一定の要件を満たす場合には、適格機関投資家を除く。) を相手方として行うもの (適格機関投資家のみを相手方とするものを除く。)	新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者 (政令で定める予定) が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなるもの
売出し	既に発行された有価証券の売付けの申込み又は買付の申込みの勧誘のうち、均一の条件で50名以上の者を相手方として行うもの	既に発行された有価証券の売付けの申込み又は買付の申込みの勧誘のうち、売付け勧誘に応じることにより相当程度多数の者 (政令で定める予定) が当該売付け勧誘に係る有価証券を所有することとなるもの

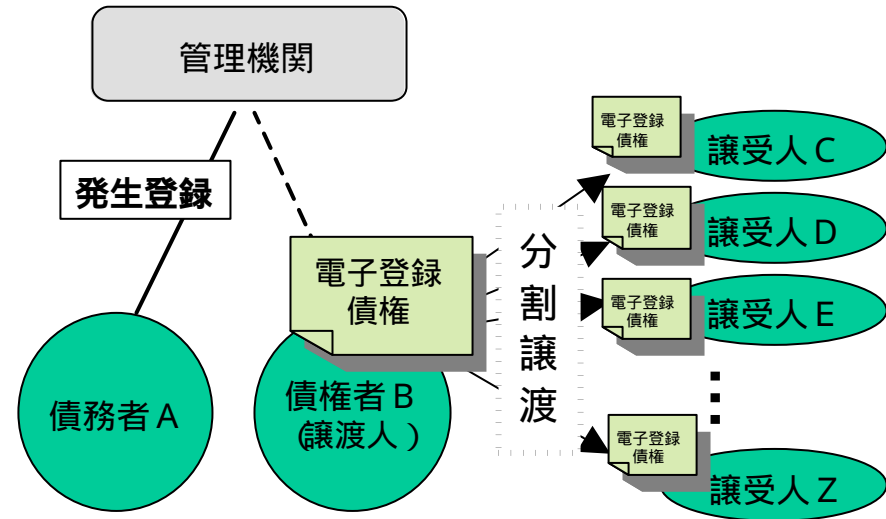
(注) 2条2項各号有価証券の場合は、主として有価証券に対する投資を行う事業を出資対象事業とする集団投資スキーム持分等に限り開示規制の対象としている。

(3) 電子登録債権を利用した社債等に類似した資金調達のケース

発生当初から小口化するケース



発生後に小口化するケース



(参考 1)

有価証券の発行を分割して1回当たりの勧誘を50名未満にすることにより、ディスクロージャー義務を回避するおそれがある。そこで新規発行証券の勧誘が少人数向け勧誘 (50名未満に対して行われ、多数の者に譲渡されるおそれがない場合) であっても、過去の近接した期間内 (当該新規発行証券が発行される日以前6ヶ月以内) に当該有価証券と「同一種類の有価証券」が発行されており、当該同一種類の有価証券の発行にかかる勧誘対象者と今回の勧誘対象者とを合算して50名以上となる場合には、今回の発行に係る勧誘は有価証券の募集に該当することとされる (いわゆる「6ヶ月通算」) (証券取引法施行令1条の6)。

社債券の場合、「同一種類の有価証券」とは、償還期限及び利率 (割引社債券の場合は償還期限のみ) が同一のものをいうとされる (証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令6条)。

(参考 2)

証券取引法の「均一の条件」とは、売価格、売渡期日等の条件が、同一のものをいう (開示ガイドライン2-8)。

4 . 参照条文（金融商品取引法）

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券
- 五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律 に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律 に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 十二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律 に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法（平成十八年法律第 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書
- 二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

第二条

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

- 一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
- 二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）
- 三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権
- 四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
- 五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）
 - イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
 - ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）
- 八 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）
 - 二 イから八までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利
- 六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

5 . 金融商品の販売等に関する法律の概要

(1) 概要

金融商品の販売等にあつては顧客の保護を図るため、金融商品販売業者の顧客に対する説明義務、説明しなかつたこと等によつて生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置を定めるもの。

(2) 規制の対象となる金融商品

預貯金、信託、保険、有価証券等を幅広く対象とする。

(3) 金融商品販売業者による説明義務の明確化

金融商品販売業者に、金融商品の有する次のようなリスク等に係る重要事項の説明を義務付ける。

- ・元本欠損が生ずるおそれがある旨、その要因、取引の仕組みのうちの重要な部分
- ・元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨、その要因、取引の仕組みのうちの重要な部分
- ・権利行使期間の制限又は解約期間の制限

(4) 断定的判断の提供等の禁止

金融商品販売業者が、顧客に対して金融商品の販売に係る不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為を禁止する。

(5) 説明義務違反・断定的判断の提供等に対する損害賠償責任

金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明しなかつたとき、又は断定的判断の提供等を行ったときは、損害賠償責任を負わなければならないが、元本欠損額をその損害額と推定する。

(6) 勧誘の適正の確保

金融販売業者は、勧誘の適正の確保に努めなければならない。

金融販売業者は、勧誘方針を策定・公表しなければならない。

6．本人確認法（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律）の概要

(1) 概要

金融機関による顧客の本人確認義務等を定めることにより、マネー・ロンダリング、テロ資金供与の防止に資する金融機関の顧客管理体制の整備を促進すること等を目的とするもの。

(2) 対象金融機関等

銀行、証券会社、保険会社、振替機関、保管振替機関等、幅広い金融機関等を対象とする。

(3) 金融機関等に課せられる義務

本人確認義務

本人確認記録の作成・保存義務

取引記録の作成・保存義務

(4) 本人確認場面

取引関係の開始時（預金口座開設、信託取引開始、有価証券売買、保険契約締結等）

大口現金取引等を行う際（現金等による200万円を超える取引）

10万円を超える現金の振込み等を行う際（平成19年1月4日以降）

本人特定事項の真偽に疑いがある顧客との取引等を行う際

(5) 本人確認済みの確認

金融機関が一度本人確認を行っている顧客について、次回以降の取引では本人確認済みの顧客であることを確認できれば、再度の本人確認は不要。

7．組織的犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）の概要

(1) 概要

暴力団・テロ組織等の反社会的団体による不正な権益の獲得等を目的とした犯罪や、宗教団体信者等による凶悪事犯、あるいは会社等の法人組織を利用した詐欺商法等の経済犯罪等、組織的な犯罪に対する刑罰の加重と、犯罪収益のマナー・ロンダリングの処罰、犯罪収益の没収・追徴等を定めるもの。

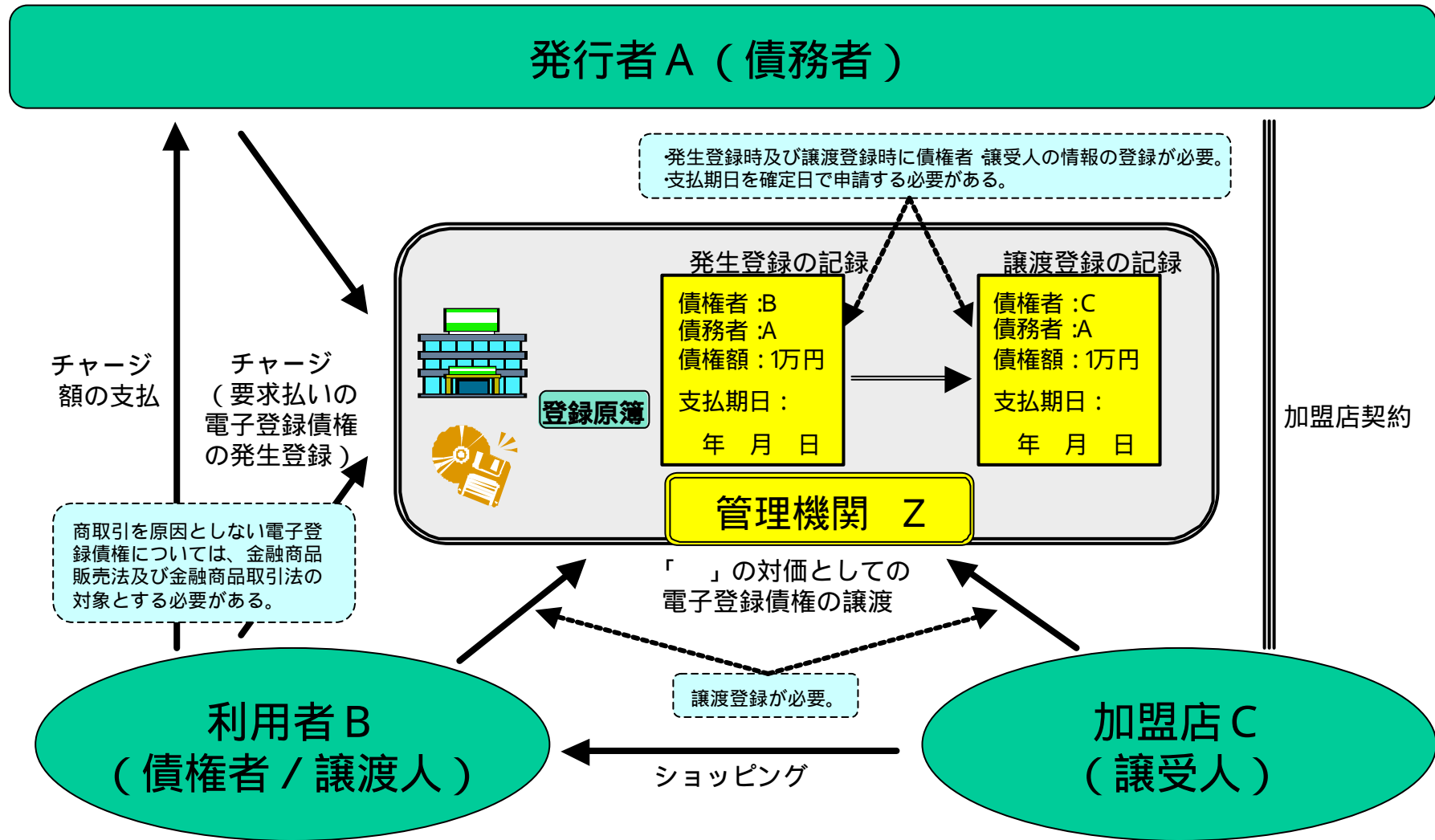
(2) 対象金融機関等

銀行、証券会社、保険会社、振替機関、保管振替機関等、幅広い金融機関等を対象とする。

(3) 疑わしい取引の届出

金融機関等は、顧客から収受した資金が犯罪収益又はテロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマナー・ロンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。

8 . 電子登録債権を用いた電子マネーの仕組み（例）



（注）発生登録・譲渡登録の申請
法制審中間試案においては、各案が併記されているが、本事例では、議論単純化のため、当事者双方が申請する形で整理している。